

2014年版EDINETタクソノミ更新概要

1. 概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回3月頃に更新を行う予定としています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

[EDINETタクソノミ更新の概要]

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「特定有価証券開示府令」という。）の改正内容の反映
- ・ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「他社株買付府令」という。）の改正内容の反映
- ・ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「自社株買付府令」という。）の改正内容の反映

これらの内閣府令の改正内容については、平成26年2月14日に公表された改正府令（[こちら](#)を参照）に基づいています。

更新内容の概要については「EDINETタクソノミ更新概要 添付資料」を、また、更新の完全な内容については「EDINETタクソノミ差分情報」をそれぞれ御参照ください。

[更新対象となるタクソノミ]

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 特定有価証券開示府令臨時報告書タクソノミ
- ・ 他社株買付府令公開買付届出書タクソノミ
- ・ 自社株買付府令タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、平成25年8月21日に公表した「[次世代EDINETタクソノミ](#)」を引き続き利用します。

[バージョン日付]

更新対象のタクソノミについては、名前空間URI及びファイル名のバージョン日付を変更しています（"2014-03-31"）。

[EDINETタクソノミ対応ガイドライン更新の概要]

今回のEDINETタクソノミ対応ガイドライン更新の概要は、次のとおりです。

- ・ 「遡及処理」軸は用いず、代わりに表示項目を追加する対応を推奨します（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』7-1-2 開示府令）。
- ・ 全体に記載の充実及び改善を図っています。

[IFRSタクソノミ対応ガイドライン更新の概要]

今回のIFRSタクソノミ対応ガイドラインの更新は、IFRSタクソノミの年次更新（「IFRSタクソノミ2013」）に対応するものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ セグメント情報に係るディメンションが変更されたため、新しいディメンションへの対応方法を記載しました（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』7-4 セグメント情報を詳細タグ付けする場合、『報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』7-2 セグメント表の各項目とディメンションメンバーとの対応関係）。
- ・ 「遡及適用及び遡及的再表示」軸は用いないものとししました。代わりに表示項目を追加することにより対応してください（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』7-1 持分変動計算書計算書）。
- ・ 財務諸表注記事項のテキストブロックは、統一的な拡張リンクロール及びタイトル項目の下に配置することとししました（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』7-2 注記事項のテキストブロックでのタグ付け）。
- ・ ジェネリックラベルリンクの参照は不要とししました（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）新旧対照表』1-4-3 提出者別タクソノミについて、4-4 IFRSタクソノミのインポート又は参照）。
- ・ 拡張リンクロールを追加する際のdefinitionの命名規約を追加しました（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』5-2 拡張リンクロールの追加）。
- ・ 全体に記載の充実及び改善を図っています。

2. 根拠法令

次の法令の改正に基づき、EDINETタクソノミの設定を更新しています。

特定有価証券開示府令（平成26年2月14日）
他社株買付府令（平成26年2月14日）
自社株買付府令（平成26年2月14日）

3. 適用時期

更新後のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインの適用時期は、次のとおりです。それ以前の書類については、従前のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインが適用されます。

対象書類	適用時期
特定有価証券の臨時報告書（特定有価証券開示府令）	平成26年4月1日以後に提出する書類から適用予定
公開買付届出書（他社株買付府令第二号様式及び自社株買付府令第二号様式）	平成26年4月1日以後に提出する書類から適用予定
公開買付撤回届出書（自社株買付府令第三号様式）	平成26年4月1日以後に提出する公開買付届出書に係る書類から適用予定
公開買付報告書（自社株買付府令第四号様式）	平成26年4月1日以後に提出する公開買付届出書に係る書類から適用予定
有価証券報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書又は半期報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成26年4月1日以後に開始する事業年度に含まれる四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類から適用
有価証券届出書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成26年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

4. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成26年3月中旬頃	2014年版EDINETタクソノミに対応した「報告書（XBRL）作成ツール」の公開
	2014年版EDINETタクソノミの運用開始（これにより2014年版EDINETタクソノミを用いた事前チェックテストが可能となります。）

以上